

## 重要事項説明書

### ■ 事業所の名称等

名称 豊橋市医師会訪問看護ステーション  
所在地 豊橋市中野町字中原１００－３  
電話番号 ４５－８６１１

### ■ 訪問看護の目的

訪問看護ステーションは、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し生活状況の向上に努めます。

### ■ サービスの提供者

当ステーションの看護師、理学療法士によって行われます。  
理学療法士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の変わりにさせるもので理学療法士のための訪問はありません。

### ■ 職員体制

| 職種       | 人数  | 区分 |     |
|----------|-----|----|-----|
|          |     | 常勤 | 非常勤 |
| 管理者（看護師） | １名  | １名 |     |
| 看護師      | １３名 | ７名 | ６名  |
| 理学療法士    | ３名  | １名 | ２名  |
| 事務       | ２名  | ２名 |     |

### ■ 営業日・営業時間

営業日：月曜日から金曜日及び第１・３・５土曜日  
但し祝日、１２月２９日から１月３日は除く  
営業時間：午前９時から午後５時まで（但し土曜日は１２時半まで）  
当ステーションは２４時間いつでも連絡をとれる体制を設けております

### ■ 訪問地域

豊橋市

### ■ 訪問看護の内容

- ・病状の観察、健康管理
- ・褥瘡の予防、処置
- ・清拭、洗髪による清潔のケア
- ・食事、水分栄養管理、排泄のケア
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・カテーテルの管理、交換
- ・療養看護や介護方法の指導、相談
- ・認知症や精神疾患の方の看護
- ・家族など介護者の支援
- ・医師の指示による医療処置
- ・保健、福祉サービスなどの活用支援

### ■ 費用 別紙

### ■ 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合や、緊急事態が発生したときは、速やかにかかりつけ医に連絡し適切な処置を行います。かかりつけ医と同時に緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡します。かかりつけ医に連絡が困難な場合は、緊急輸送等の必要な処置を講じ、管理者に報告します。

（第３者評価は受けていません）

■警報発令時またはそれに準じた場合の対応

気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した時には、事業者からの申し出により、曜日、時間の変更及びキャンセルをお願いする場合があります。

■事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

東三河広域連合における事故発生時の連絡先

介護保険課 電話 (0532) 26-8471

FAX (0532) 26-8475

また利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

■苦情処理の体制

利用者から相談・苦情等の連絡先

(1) 豊橋市医師会訪問看護ステーション 電話番号 (0532) 45-8611  
(担当 大西)

(2) 豊橋市役所 障害福祉課 電話番号 (0532) 51-2345

(3) 東三河広域連合 介護保険課の電話番号 (0532) 26-8471

■第三者評価の実施状況

第三者評価の実施は行っていません。

同意書

令和 年 月 日

【事業所】

当事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供開始にあたり、  
ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業所名称 豊橋市医師会訪問看護ステーション

事業所住所 豊橋市中野町字中原 100-3

説明者

【ご利用者】

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、  
事業者から説明を受けました

ご本人 氏名

住所

代理の場合 氏名

住所